

水道基本料金を減免します

井川町では、物価高騰の影響を受けている町民や事業者を支援するため、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（重点支援地方交付金）」を活用し、水道基本料金を期間限定で減免します。

1 減免の内容

- 対象となる料金：水道基本料金 月額 1,810 円（税込）
 - 対象となる期間：令和 8 年 1 月～3 月分の 3 か月間
- ※1,810 円 × 3 か月 = 5,430 円を減免します。

2 対象となる方

次のすべてに当てはまる水道使用者が対象です。

- ① 井川町と水道の使用契約を結んでいる方
- ② 令和 8 年 1 月～3 月の間に、水道の使用実績がある契約であること
- ③ 水道の使用場所が井川町内にあること
 - 一般家庭に加え、町内の店舗・事業所などの水道使用契約も対象です。
 - ただし、国・県・町などの官公署、公用施設等一部の契約については対象外とする場合があります。
 - また、井戸など地下水のみを利用しており、井川町の水道料金が発生していない世帯・事業所は対象外です。

3 手続きは不要です（申請不要）

- 申請や届出は不要です。
- 対象となる水道使用者の方については、令和 8 年 1 月～3 月分の水道基本料金に、自動的に減免を反映します。

4 お問い合わせ先

井川町役場 産業課 上水道担当

- 有線：4422
- 電話：018-874-4421
- 受付時間：平日 9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）